

事務事業の概要・計画 (PLAN)

事務事業名	消防関係団体育成事業	会計名称	一般会計		担当課	危機管理課	
		予算科目	9 款 1 項 2 目	事業番号	3950	所属長名	新田亮仙
事業評価の有無	☒ 評価対象事業 ☐ 評価対象外事業（事業の概要・結果のみ）				担当責任者名	楠本員三	
法令根拠等	総務省消防庁からの通達				実施期間	【開始】	平成 17 年度
総合計画での位置付け	快適空間都市の創造					【終了】	平成 年度(予定) ■ 設定なし
	安全・安心に暮らせる災害に強いまちづくり						
総合計画における本事業の役割	市民の安全・安心の確保のため、防災体制の整備・充実を図る。						
事業の対象	消防団、幼年消防クラブ、婦人防火クラブ		事業の目的	消防団本部、分団本部及び幼年消防クラブ、婦人防火クラブ団体への運営費等補助			
事業の内容（整備内容）	各防火クラブ団体等に対し、運営費又は活動費の補助を行い、更なる防火意識の向上と防火防災啓発活動の推進を図ることを目的とする。		昨年度の課題に対する具体的な改善策	—			

事業活動の内容・成果 (D0)

事業費及び財源内訳（千円）							事業活動の実績（活動指標）							
項目		前年度決算	当初予算額	補正予算額	継続費その他	翌年度繰越	決算額	項目		単位	28年度実績	29年度予定	9月末の実績	29年度実績
直接事業費		720	720	0	0	0	720	団本部・分団本部運営費		千円	540	540	0	540
財源内訳	国庫支出金		0	0	0	0	0	幼年・婦人防火クラブ活動補助金		千円	180	180	0	180
	県支出金		0	0	0	0	0							
	地方債		0	0	0	0	0							
	その他		0	0	0	0	0							
	一般財源	720	720	0	0	0	720							
職員の人工（にんく）数		0.00	0.00				0.00							
1人当たりの人件費単価		8,086	8,017				8,017							
※ 直接事業費＋人件費		720	720				720							
主な実施主体		直接実施		実施形態（補助金・指定管理料・委託料等の記載欄）										
向こう5年間の直接事業費の推移（千円）						30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	5年間の合計			
						720	720	720	720	720	3,600			
成果指標	指標	幼年防火クラブ及び婦人防火クラブの設置目標数（幼稚園2園、婦人7団体）に対する設立済み団体数の割合	単位	⇒	区分年度	28年度	29年度	30年度	目標	毎年度				
			%		目標	100	100	100	100					
	指標設定の考え方	幼年防火クラブ、婦人防火クラブ設置の進捗を測定する。	実績		34	34	0	0						
			指標で表せない効果		防火意識の向上									

事務事業評価（CHECK）

新たな課題や当初の改善策に対する対応状況 (今年度の途中経過)			消防団及び婦人防火クラブは、地域防災活動の担い手であり、特に婦人防火クラブにあっては、火災予防の観点から重要な立場にいと認識している。本育成事業を継続し、火災予防に努めることが火災発生件数の減少となる。 また、幼年消防クラブにおいては、幼少期から火災予防意識を植え付けることにより、大人になってもその意識は保持できるので、重要と考える。									
事業評価	自己判定 (担当責任者)	妥当性	目的の妥当性	5 4 3 2 1 施策の目的を果たすために必要不可欠な事業である。 概ね、施策の目的に沿った事業である。	4	合計点が	A	事業成果・工夫した点	運営団体において、当市からの補助金で運営資金をまかなえるほど、潤沢にはない。 しかしながら、運営団体において各種行事は実施している。行事を開催するにあたり、日本消防協会をはじめ各上位団体が募集する事業に応募し、行事を実施している。			
			社会情勢等への対応	5 4 3 2 1 この事業では施策の目的を果たすことができない。 社会情勢等のニーズに合致する。又は、行政管理上必要な事業である。 社会情勢に概ね適合する。又は、行政管理上、概ね妥当である。	4	14～15：S 10～13：A 8～9：B 5～7：C 3～4：D						
			市の関与の妥当性	5 4 3 2 1 社会情勢又は行政管理事務に対応しておらず、見直しが必要である。 市が積極的に関与・実施すべき事業である。	4							
		有効性	事業の効果	5 4 3 2 1 市は関与しないで、民間や市民団体に委ねるべきである。 市民生活の課題、又は行政内部の課題解決に大いに貢献している。	4	合計点が	A					
			成果向上の可能性	5 4 3 2 1 市民生活や行政内部の課題解決になっていない。 既に相応の成果を得ているが、まだまだ成果向上の余地がある。	4	14～15：S 10～13：A 8～9：B 5～7：C 3～4：D						
			施策への貢献度	5 4 3 2 1 目的は十分達成されており、事業継続の必要性は低い。 施策推進への貢献は多大である。	4							
		効率性	手段の最適性	5 4 3 2 1 施策推進に向け、効果を認めることができる。	4	合計点が	A					
			コスト効率	5 4 3 2 1 現状では最善の手段であり、他の方策を検討する必要はない。 最適な手段であるが、更に民活、他事業との統合・連携等の検討の余地がある。	4	14～15：S 10～13：A 8～9：B 5～7：C 3～4：D						
			市民（受益者）負担の適正	5 4 3 2 1 活動指標の実績も上がらず、効率的な手段の見直しが必要である。 投入コスト以上の成果を得ており、コスト削減の余地は見当たらない。	4							
	一次判定 (所属長)	妥当性	目的の妥当性	5 4 3 2 1 施策の目的を果たすために必要不可欠な事業である。 概ね、施策の目的に沿った事業である。	3	合計点が	B	事業の方向性 <td rowspan="5">☐ 事業継続と判断する。 ☒ 事業縮小と判断する ☐ 事業廃止と判断する (判断の理由) 財政状況と事業の効果に鑑みれば一定規模の事業縮小を検討する時期にあるかとも考えるもの</td>	☐ 事業継続と判断する。 ☒ 事業縮小と判断する ☐ 事業廃止と判断する (判断の理由) 財政状況と事業の効果に鑑みれば一定規模の事業縮小を検討する時期にあるかとも考えるもの			
			社会情勢等への対応	5 4 3 2 1 この事業では施策の目的を果たすことができない。 社会情勢等のニーズに合致する。又は、行政管理上必要な事業である。 社会情勢に概ね適合する。又は、行政管理上、概ね妥当である。	3	14～15：S 10～13：A 8～9：B 5～7：C 3～4：D						
			市の関与の妥当性	5 4 3 2 1 社会情勢又は行政管理事務に対応しておらず、見直しが必要である。 市が積極的に関与・実施すべき事業である。	3							
		有効性	事業の効果	5 4 3 2 1 今のところ市の関与・実施は妥当と判断できる。	3	合計点が	B					
			成果向上の可能性	5 4 3 2 1 市は関与しないで、民間や市民団体に委ねるべきである。 市民生活の課題、又は行政内部の課題解決に大いに貢献している。	3	14～15：S 10～13：A 8～9：B 5～7：C 3～4：D						
			施策への貢献度	5 4 3 2 1 市民生活や行政内部の課題解決になっていない。 既に相応の成果を得ているが、まだまだ成果向上の余地がある。	3							
		効率性	手段の最適性	5 4 3 2 1 今後、成果の向上が期待でき、事業継続の必要がある。 目的は十分達成されており、事業継続の必要性は低い。	3	合計点が	B	所属長の課題認識 <td rowspan="3">消防団本部・分団本部運営費補助金の必要性を検証するとともに、幼年・婦人防火クラブ活動補助金を含め定額補助から活動実績に基づく補助への転換を研究する。</td>	消防団本部・分団本部運営費補助金の必要性を検証するとともに、幼年・婦人防火クラブ活動補助金を含め定額補助から活動実績に基づく補助への転換を研究する。			
			コスト効率	5 4 3 2 1 施策推進への貢献は多大である。 施策推進に向け、効果を認めることができる。	3	14～15：S 10～13：A 8～9：B 5～7：C 3～4：D						
			市民（受益者）負担の適正	5 4 3 2 1 施策推進につながっていない。 現状では最善の手段であり、他の方策を検討する必要はない。 最適な手段であるが、更に民活、他事業との統合・連携等の検討の余地がある。	3							

施策を踏まえた判断	二次判定	☐	一次判定結果は以下の点について良好と評価し、更なる事業推進を求める。	⇒	指摘事項を踏まえ、事務改善、事業推進に努め、今年度の事務事業評価シートに反映させること。
		☐	一次判定結果のとおり事業継続と判断する。		
		☒	一次判定結果のとおり事業継続と判断するが、以下の課題を新たに追加する。		
			一次判定にあるように、定額補助から事業補助への転換も含め、補助事業のあり方、補助金額について検討する必要がある。		
		☐	一次判定は以下の点について外部評価が必要と判断し、行政評価委員会に諮ることとする。		
		☐	一次判定結果のとおり事業縮小と判断し、行政評価委員会に諮ることとする。		
		☐	一次判定結果のとおり事業廃止と判断し、行政評価委員会に諮ることとする。		
☐	既に事業廃止が決定していることから、廃止に向けた手続を行う。				

行政評価委員会の答申	外部評価	答申の内容

今後の方向性（ACTION）

の経営最終者判断議	事業の方向性	コメント欄	
	☐	さらに重点化する。	二次判定の内容を踏まえ見直すこと。
	☐	現状のまま継続する。	
	☒	右記の点を見直しの上、継続する。	
	☐	事業の縮小を行う。	
	☐	事業の休止、廃止を行う。	